

適格都道府県センターによる暴力団事務所 使用差止請求訴訟第1号事件を顧みて



(公財) 暴力追放広島県民会議

前専務理事 永井 覚

はじめに

各センターの皆様、長らくご無沙汰しておりますが、お変わりございませんか。広島センター勤務中は大変お世話になり誠に有り難うございました。昨年6月をもってセンターでの激務から解放され、現在は退屈な年金生活を送っております。

今回、全国センターのご厚意により、組事務所使用差止請求訴訟に関する特別寄稿の機会を得ましたが、誌面に限りもあり、要点をまとめてご紹介させていただきますので、舌足らずの点が多々あることをお許しください。

1 事案の経緯と概要

広島市に本拠を置く指定暴力団共政会は、戦後、山口組など広域暴力団を交えた抗争を幾度となく繰り返し、一昨年、結成50年を迎えました。

広島県は、全国でも数少ない山口組の空白県ですが、同会は、42組織、構成員190人の勢力を有し、薬物の密売、風俗店等からの挨拶料、公共工事への不当介入等による資金源の獲得など、違法な^{なりわい}生業によって組織の維持拡大を図っており、五代目会長は、公共工事をめぐって解体業者から3,400万円を恐喝した事件により、会長襲名直後に逮捕され、現在も刑に服しています。

広島市の中心部には、中四国最大の歓楽街「流川^{ながれ}・薬研堀^{かわけんぼり}地区」があり、ソープランドや飲食店が軒を並べ、それを監視するかのよう^なに組事務所が十

数カ所も集中しています。その地区から道路一本隔てた東平塚地区は組事務所もなく、市のシンボル「平和大通り」に面した閑静な住宅街ですが、本件訴訟から遡ること8年前の平成18年、同地区の分譲マンション(写真)1階に、突如として二次団体有木組が事務所を開設しま



す。居住者からの届出により、民暴委員会が中心となって、翌19年1月、付近住民59名が広島地裁に対し、組長甲を相手取り、使用差止仮処分命令の申立を行っていました。この部屋は、別の二次団体組長乙の家族名義で、玄関には有木組の表札や監視カメラが設置されていましたが、内部の様子は判然としませんでした。広島地裁では前後6回にわたって審理が行われるも、組側が退去することを約束したため、住民は同年8月に申立を取り下げました。ところが、翌年7月に県警が若頭丙に対する暴処法違反事実で捜索を行ったところ、内部には共政会の代紋や会長及び有木組組長の肖像写真等が掲示され、組事務所として使用されている事実が明らかとなったのです。弁護団が再三にわたり撤去を求めたところ、若頭丙は渋々退去を約束し、転居が確認されました。ところが、それから5年が経過した平成25年7月、県警が二代目を襲名した丙に対するデリヘル業者被害の恐喝事実で同室を捜索した結果、再び組事務所として使用されていることが判明し、同年9月、住民からの相談を経て、平成26年2月27日、丙

を被告人とする使用差止請求の訴状提出へと至ったのです。

2 訴訟上の問題点と争点等

(1) 裁判上の行為？ 裁判外の行為？

適格団体訴訟におけるセンターの権限は、裁判上の行為又は裁判外は一切の行為を行うことができるかとされています。運用にあたっては、まず、裁判外の行為、すなわち内容証明郵便等によって組側に退去を求め、これに応じない場合に使用差止仮処分命令の申立など裁判上の行為を行うというのが原則です。しかしながら、二度も約束を反故にした輩^{やから}に裁判外の行為は到底考えられません。また、既に組長は恐喝事実で指名手配中であり、組員の殆どが逮捕されていたことから、仮処分命令の申立ではなく、最終決着を図るため、最初から本訴訟によるべきということになりました。

(2) 訴訟費用

今回の訴訟費用等は、総額380万円余りとなりました。公的な助成が望めない中、弁護士報酬等の基本部分はセンターが負担し、不足分は全国センターからの助成金、防犯カメラの設置費用は、日工組社会安全財団の暴排助成によって賄い、住民の負担は求めています。それは、平成19年の仮処分申立の際、住民が訴訟費用165万円を負担していたため、再び住民に負担を求めるのは困難であり、訴訟費用のことでいたずらに時間を費やす余裕はないと判断したからです。また、センターが保有する特定資産「暴力団事務所使用差止訴訟基金」500万円は、暴力団被害者から寄附を受けたもので、暴力団から被害を受けた人のために使って欲しいという寄附者の意思に添って、有効に使用すべき性格のものだったのです。

(3) 迅速な訴訟提起

住民から相談を受理した5カ月後に訴状提出となりましたが、その間、12名からなる弁護団や県警との検討会、住民説明会(写真)を何回も重ねました。警察庁の現地視察等も開催されましたが、慎重に時間をかけ、最終判断は3月の定例理事会を目途とすべきとの意見もありました。



我々があえて作業を早めたのは、彼らに住民の動きを察知され、訴状提出前に組事務所を退去されたのでは訴訟提起できず、その前に司法の判断を得たいと考えたからです。なお、完全解決のため、乙組長側の所有権を奪うこと(慰謝料請求)も検討されましたが、センターの権限で可能か否か明らかでないため断念しました。これら検討を経た後、26年1月17日までに付近住民に対し、委託者となるか否かのアンケート調査と被害状況を明らかにする陳述書の提出を求めることとし、住民をして半径100m内の約100世帯に配付して回収したところ、24名が委託者となることを承諾するとともに、組員の徘徊、違法駐車、騒音、ゴミ不法投棄等の被害実態が明らかとなりました。

これを受けて、1月20日に検討委員会を開催し、23日に臨時理事会を招集して受託すること及び補正予算の承認を得、2月27日に訴状が提出されました。案の定、訴状提出後、2週間余りが経過した3月16日、組事務所の家財等一切を何れかへ搬出したほか、突如、乙組長から部屋を購入したという人物がセンターに現れます。その後の裁判で被告側は、既に退去等しているのでは組事務所としての使用差止は認められないし、将来請求についても訴えの利益を欠くとの主張を繰り返しました。

(4) 委託者住民の住所・氏名の秘匿

センターが住民から委託を受けて原告となることによって、暴力団による住民への報復を防止するというのが改正法の目的です。そのためには委託者の住所、氏名の秘匿が大きな課題でしたが、具体的な方法は明らかでなく、住民に対しても裁判所に理解を求めるとだけしか説明できませんでした。但し、裁判所に対しては、住民の氏名をアルファベットのみで特定した訴状と住民の氏名等を秘匿する措置を講じて欲しいとする内容の上申書が提出されました。弁護団では、既に運転免許証番号等による特定が可能との見解を有していましたが、訴訟要件と既判力(訴訟の効力が及ぶ範囲)の観点から裁判所の理解が得られる確証はありません。訴状提出後、弁護団と裁判所との協議が進められ、最終的に運転免許証番号、健康保険証番号又は住民コード番号による特定が可能との案が示され、最も秘匿性の高いコード番号が最有力候補でした。これは住民基本台帳法によって、一意に国民に11桁の番号を付したものの

ですが、利用可能なのは市町村等一定機関に限られ、それ以外の者がコード番号の告知要求等を行うことは禁止されています。よって、やむなく運転免許証番号等とするとの結論に達し、3月24日、センター職員及び警察官が委託者宅を訪問して、運転免許証及び健康保険証（後期高齢者）のコピーの提出を求め、同月27日、町名と番号のみで委託者を特定した委託（授權）書が裁判所に提出されました。

（5）請求棄却の危機

裁判は、裁判官3名による合議制で進められました。第1回口頭弁論は、訴状が被告に送達された後の7月1日、広島地裁201号法廷で開廷されましたが、その後は、ラウンド法廷という小法廷で進行協議が行われ、裁判官、被告・原告代理人が円卓を囲んで争点等の確認がなされました。

組事務所の使用差止請求訴訟は、事務所の存在によって付近住民の生活の平穏又は業務遂行の平穏が違法に侵害されていることが要件とされています。被告は二度も約束を反故にし、明らかに受任限度を超えているため、この点は争わず、専ら、既に組事務所の賃貸借契約を解約して退去するとともに第三者に売却した。この第三者はヤクザとは無関係な市民であり、今後被告が賃借できる可能性は皆無に近い。よって、本件差止請求はその対象を欠き、将来請求についても訴えの利益を欠くとの主張をしました。そればかりか、同室はカラオケ・リース業者へ賃貸され、11月14日の裁判所による検証でも部屋一面にカラオケ機器が置かれ、立会に応じた所有者やリース業者は裁判官に対し、暴力団とは無関係であると説明します。

被告側の主張が認められると、将来の危険なしとして請求棄却判決が出る可能性も否定できず、取り下げするか否かの判断を迫られました。

適格団体訴訟第1号事件で棄却判決を出した場合、今後の同種訴訟に計り知れないダメージを与えます。しかし、組側の過去の行状と住民感情からして安易な取り下げはせず、あくまで裁判所の判断を求めるべきであるとの意見が大勢を占め、有利な和解か判決によるべきとの結論に達します。

そうした中、12月3日の第6回進行協議において、裁判長から次の様な見解が示されたのです。

1. 組事務所を空けたことは事実であるが、将来はどうなるか分からない。2. 被告側から将来も戻

らないという公式表明をしてもらう必要がある。そうしないと裁判は終わらない。3. 訴訟上の和解となるかも知れないが、その場合も公式表明を取り、取り下げの場合も公式表明を取る。これに対し、弁護士側も所有者が変わり、現在倉庫として使用しているが、いつでも退去して組事務所に戻る可能性がある。基本的に訴訟上の和解か判決で残しておきたいと主張しました。最終的に平成27年1月9日の第7回進行協議で、裁判所から1. 被告が本件建物を明け渡し済みであり、訴訟の請求の趣旨に記載の各物件を撤去済みであることを確認した。2. 被告は今後、本件建物を暴力団の事務所又は連絡場所として使用しない。などを内容とする和解案が示され、同月15日の第8回進行協議で被告人が同意したことが明らかとなりました。これを受けて1月23日、委託者への説明会を開催したところ、全員が和解に応ずる旨の意思表示をし、同月28日、勝訴に等しく、確定判決と同等の効力を有する訴訟上の和解が成立し、和解調書の作成をもって本件訴訟が完了しました。

むすびに

弁護団の的確なご指導のもと、センターは単なる受託者・原告ではないことを念頭に、主体性をもって全職員で対応しました。また、全ての裁判を傍聴し、弁護団との検討を経て、随時、委託者へ通知するとともに国家公安委員会への重要事項報告を行いました。一方、県警では共政会に対する特別取締りを行い、デリヘル業者や大手ゼネコン被害の恐喝事件で、丙組長以下の組員を逮捕・隔離したことも訴訟を有利に進行できた要因であり、まさに民事と刑事の両面で暴排対策を展開し、最終決着を図ることができました。

最後に適切にご判断を賜った裁判所や財政的支援を頂いた全国センター及び社会安全財団に対し、心より御礼を申し上げます。また、遠路より視察された宮城・京都・兵庫センター、及び各都道府県センターの御活躍を祈念して筆を置きます。

（写真は弁護士団、警察、センター職員）

